

ふるさと団体応援寄附金

ふるさと納税制度を活用した
市民活動団体等支援制度

目次

1. 制度の概要
2. 手段
3. 事業の流れ
4. 対象団体
5. 寄附金の使途
6. 参考

1. 制度の概要

制度の目的

市民活動の活性化のため、ふるさと納税制度を活用することで瀬戸内市内で自主的かつ個性的な活動を行っている市民活動団体等の活動資金調達を支援する制度

(第3次瀬戸内市総合計画第4部基本計画「みんなが知恵を出しあい助けあうまち」今後の取組4)

- ・市民の主体的な活動を支援します

1. 制度の概要

制度のコンセプト

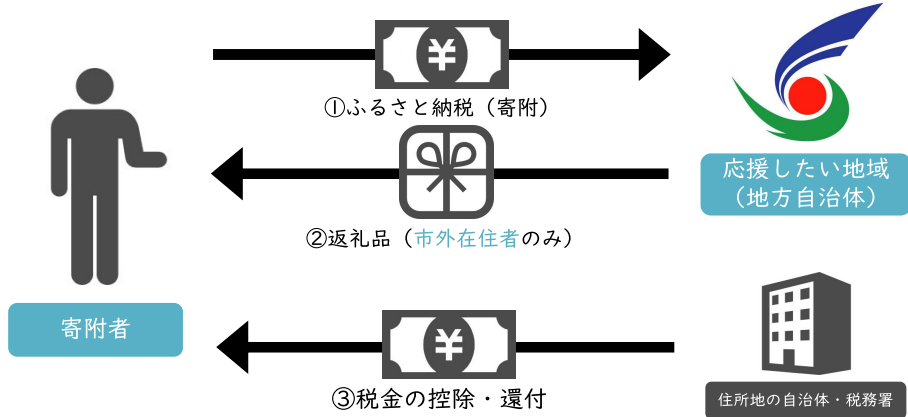
- ・継続的な活動を可能に
- ・幅広い使い道を可能に
- ・頑張りが報われる仕組みに
- ・手続きを簡単に（団体も市も）



補助金ではなく寄附金

1. 制度の概要

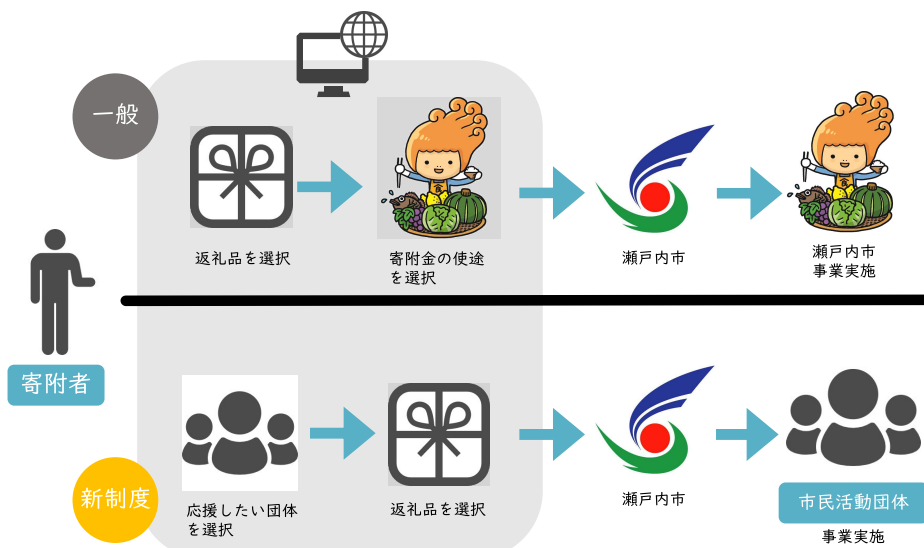
ふるさと納税とは



- ・手続きをすると、寄附金のうち最大で2,000円を超える部分について住民税の控除や所得税の還付を受けることができる
- ・寄附金の使い道を指定できたり、地域の名産品などのお礼を受け取ることができる

2. 手段

一般的なふるさと納税との違い



2. 手段

寄附の手順

市の特設サイトを使用して寄附金を集めます

The screenshot shows the 'ふるさと納税ポータルサイト' (Home Tax Portal Site) with a total amount of 62,276,711円. A yellow box highlights the 'ふるさと団体 応援寄附金' (Home Group Support Donation) section. An arrow points to a detailed view of this section, which lists several categories:

- イベント実行委員会
- 音楽祭実行委員会
- マラソン大会実行委員会
- 地域応援団
- NPO法人○○
- (一社)○○

2. 手段

寄附の手順

The screenshot shows a donation page for the '音楽祭実行委員会' (Music Festival Committee). It includes a '団体PR (団体概要や事業内容)' (Group PR) section and a list of 'おすすめの返礼品' (Recommended Return Gifts).

The screenshot shows a '返礼品' (Return Gift) selection page with various gift options and their prices.

●ふるさと納税制度を活用すると…

メリット

【市民活動団体】

- ・PR等に力を入れることで、多くの寄附を集めることが可能
- ・返礼品の送付等は市のシステムを利用することが可能

【寄附者】

- ・負担感が少なく寄附をすることができるうえに、返礼品（市外在住者のみ）がもらえる
- ・自分の想いに沿った団体（活動）に寄附を行うことができる

留意点

- ・団体には寄附額から必要経費を差し引いた金額が交付される
- ・寄附金が希望額に届かなくても事業を実施することが条件
- ・市民活動応援補助金等との併用は不可
- ・活動状況、決算状況、寄附金の使途等を自らのホームページ等で広く情報発信することが必要
- ・礼状の発送も可とするが、個人情報の取扱いに注意すること

3. 事業の流れ

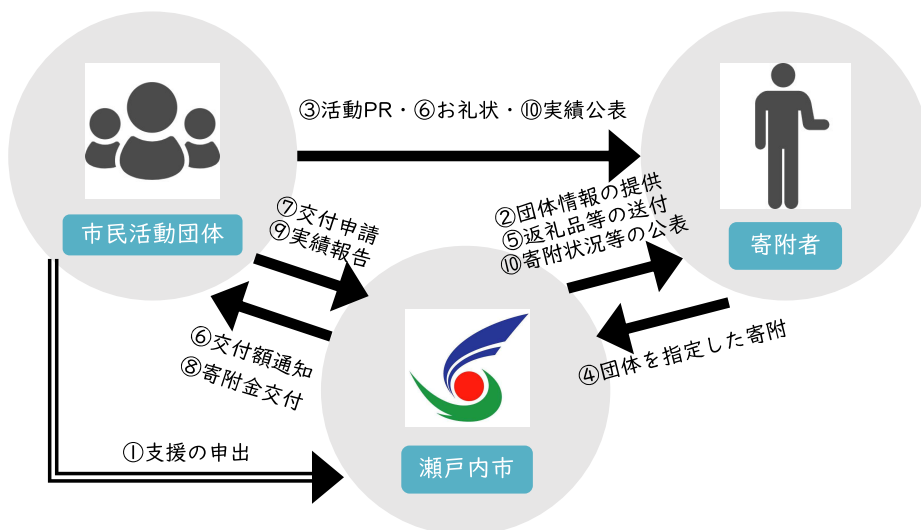
スケジュールイメージ

年度	N-1年度												N年度												N+1年度					
	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③	④	⑤	⑥			
寄附募集	N年度分												N+1年度分												N+2年度分					
寄附募集	この間に集まった寄附金をN年度に交付												N年度事業												N+1年度事業					
寄附募集	登録申請												申請/交付												事業完了					
寄附募集	団体登録												申請/交付												実績報告					
事業実施																														
年度手続き																														

- ・ 1～12月の間に集めた寄附金を、翌4月以降に交付します
- ・ 事業は4～3月を1年度として実施します
- ・ 集まった寄附金の額によらず、交付を受ける年度から必ず事業を実施してください
- ・ 寄附金の交付を受ける年度は市民活動応援補助金等を利用することはできません

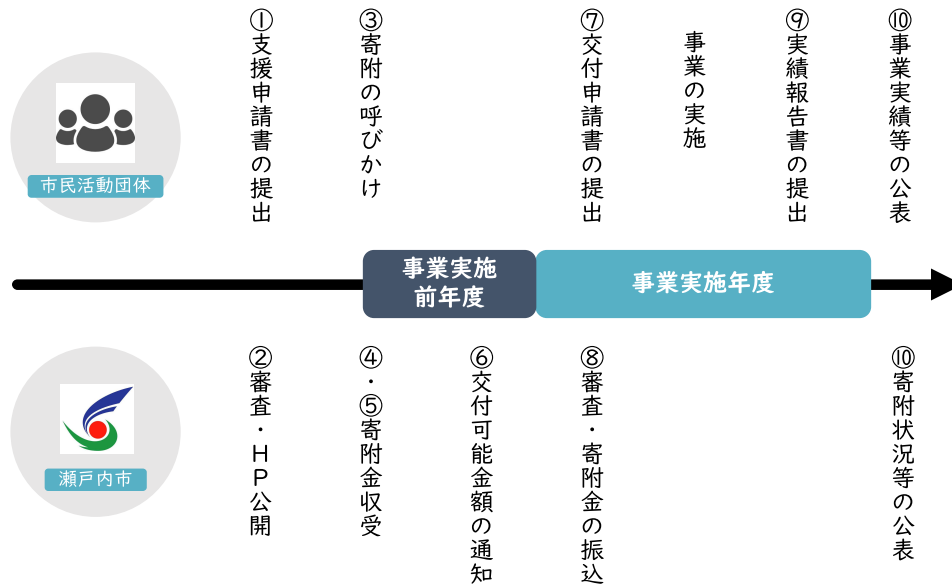
3. 事業の流れ

事業関連図



3. 事業の流れ

事務手続きの流れ



3. 事業の流れ

寄附金の交付額

交付額 = (1~12月に集まった寄附金額) - (必要経費)

必要経費 = (1~12月に集まった寄附金額) × (経費率)

※参考 (R5基準)	経費率
返礼品あり	約 50%
返礼品なし	約 15%

※経費率は年度によって変動します

必要経費…決裁手数料、返礼品費用、送料、人件費等

4. 対象団体

要件その1

●団体要件

- ・市内に主たる事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
- ・法人格の有無に関わらず、定款、規約又はこれに準ずるものを備えていること
- ・公的機関から継続的に補助金等の交付を受ける法人でないこと。
- ・5名以上の構成員で組織された団体であること
- ・特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること

etc.

●非営利活動団体

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、法人格をもたない市民活動団体を対象とする

4. 対象団体

要件その2

●活動要件

- ・瀬戸内市の施策と整合する活動を行っていること
- ・市民活動応援補助金、協働提案事業補助金、地域イベント支援補助金、学生等チャレンジ補助金を活用した実績があること
- ・市内において計画的かつ継続的な活動を行うことが見込まれ、市内に在住し活動する構成員が1人以上いること

etc.

●その他の要件

- ・寄附者から問い合わせがあった場合には、真摯に対応すること
- ・毎年度、自らのホームページ・各種SNS・会報等を活用して、活動状況や決算状況及び寄附金の使途等を広く情報発信すること

5. 寄附金の使途

自由度の高い使い道

- ・ 団体が自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること
- ・ 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること
- ・ 市民の便益につながる事業に必要な経費であること
- ・ 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
- ・ 宗教的、政治的活動のための経費でないこと

余った金額は
繰越可能

※対象とならない事業・経費

- ・ 専ら自らの娯楽や趣味を目的とする公益性のない事業
- ・ 瀬戸内市で行う事業に関係しない施設改修や備品整備
- ・ 慶弔費や他の団体への寄附金、補助金

6. 参考

申請手続き

●提出書類

- ①寄附金支援申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第1号の2）
- ③寄附金に係る個人情報の管理体制等について（様式第1号の3）
- ④定款または規約等
- ⑤総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（議事録等）
- ⑥事業活動や決算・財務の情報を確認できる資料（決算書等）
- ⑦5名以上の構成員が確認できる資料（会員名簿等）
- ⑧活動の写真（電子データ） ※市HP等のWEB上で公開します
- ⑨その他参考資料

- ・ 申請書類の様式は後日市ホームページに掲載します
- ・ 申請書類等は電子データでのご提出にご協力ください
- ・ 令和6年1月末までに申請書をご提出いただいた場合、令和6年4月から寄附金の募集を開始する予定です

6. 参考

その他

・特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動／②社会教育の推進を図る活動／③まちづくりの推進を図る活動／④観光の振興を図る活動／⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動／⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動／⑦環境の保全を図る活動／⑧災害救援活動／⑨地域安全活動／⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動／⑪国際協力の活動／⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動／⑬子どもの健全育成を図る活動／⑭情報化社会の発展を図る活動／⑮科学技術の振興を図る活動／⑯経済活動の活性化を図る活動／⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動／⑱消費者の保護を図る活動／⑲市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

・瀬戸内市「ふるさと納税ポータルサイト」のURL

<https://setouchi-cf.jp/>

